

平成25年度 法令改正に係る『指針』内容の変更－新旧対照一覧

(注) 赤下線部が変更・訂正箇所です。法令改正による内容の変更は直線 (—)、誤植による正誤は波線 (~~~~) としています。

頁	新	旧
696	「(作成例題)」の内容の一部を変更する。	
	(2)別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄((f)~(j))に入力すべき申告価格(関税定率法第4条から第4条の9まで(課税価格の計算方法)の規定により計算される課税価格に相当する価格)の額をマークしなさい。	(2)別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄((f)~(j))に入力すべき申告価格(関税定率法第4条から第4条の8まで(課税価格の計算方法)の規定により計算される課税価格に相当する価格)の額をマークしなさい。
758 ~ 760	「1. 課税価格の計算問題の解答のポイント」の内容の一部を変更する。	
	<p>1. 課税価格の計算問題の解答のポイント (省略)</p> <p>④ 仕入書価格又は契約価格に、次に掲げる輸入港到着後の国内費用等が含まれているか。含まれている場合には、その費用等の額が明らかであるか。 a~b (省略) c 本邦において輸入貨物に課される関税その他の<u>公課</u> d (省略) (省略)</p> <p>⑤ 仕入書価格の他に、売手等に対して別払する費用等があるか。 (省略)</p> <p>a 本邦到着後発生する次に掲げる諸費用等 イ~ロ (省略) ハ 本邦において輸入貨物に課される関税その他の<u>公課</u> ニ (省略)</p> <p>b 買手からの委任により買手に代わって輸入貨物の買付業務を行った者(買付代理人)に対して支払う<u>手数料</u></p>	<p>1. 課税価格の計算問題の解答のポイント (省略)</p> <p>④ 仕入書価格又は契約価格に、次に掲げる輸入港到着後の国内費用等が含まれているか。含まれている場合には、その費用等の額が明らかであるか。 a~b (省略) c 本邦において輸入貨物に課される関税その他の<u>課徴金</u> d (省略) (省略)</p> <p>⑤ 仕入書価格の他に、売手等に対して別払する費用等があるか。 (省略)</p> <p>a 本邦到着後発生する次に掲げる諸費用等 イ~ロ (省略) ハ 本邦において輸入貨物に課される関税その他の<u>課徴金</u> ニ (省略)</p> <p>b 買手からの委任により買手に代わって輸入貨物の買付業務を行った者(買付代理人)に対して支払う<u>買付手数料</u></p>
	<p>Check! 輸入貨物の原材料の買付業務を委託した者に対する買付手数料の加算 『輸入貨物を製造するための原材料の買付業務を委託した者に対する手数料』は、《買手》又は《売手》が輸入貨物を製造するための原材料の買付業務を委託した者に対して支払う原材料の買付手数料である。この原材料の買付手数料は、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「買手が、《輸入貨物》に係る輸入取引に関し負担する仲介料その他の手数料(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの(買付手数料)を除く。)」(外国において買手に代わり輸入貨物の買付業務を行う者に対して支払う『輸入貨物の買付手数料』)ではない。 (省略)</p>	<p>Check! 輸入貨物の原材料の買付業務を委託した者に対する買付手数料の加算 『輸入貨物を製造するための原材料の買付業務を委託した者に対する手数料』は、《買手》又は《売手》が輸入貨物を製造するための原材料の買付業務を委託した者に対して支払う原材料の買付手数料である。この原材料の買付手数料は、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「買手が、《輸入貨物》に係る輸入取引に関し負担する仲介料その他の手数料(買付手数料を除く。)」(外国において買手に代わり輸入貨物の買付業務を行う者に対して支払う『輸入貨物の買付手数料』)ではない。 (省略)</p>

頁	新	旧
761	<p>「Check! 関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「その他の手数料の例」を削除する。</p> <p>(削除)</p>	<p>Check! 関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「その他の手数料」の例</p> <p>① 輸出国において輸入貨物の集荷・出荷等を委託した者に対して支払う集荷・出荷手数料</p> <p>(注) 買手が売手に対して支払う輸入貨物の集荷・出荷手数料又は出荷奨励金は、<u>買手が売手に対して支払う輸入貨物の集荷・出荷手数料又は出荷奨励金は、その他の手数料ではなく、輸入貨物の現実支払価格の一部を構成するものであって、売手に対する間接支払に該当するので、間接支払として輸入貨物の課税価格に算入しなければならない</u>《定率令第1条の4本文》。</p> <p>② 輸出国における市場情報の提供を委託した者に対して支払う情報提供手数料</p> <p>③ 取引成立についてのコンサルタント業務を委託した者に対して支払うコンサルタント料等</p> <p>(注) 上記②及び③の手数料が「その他の手数料」に該当するか否かの判断は、情報手数料、コンサルタント料等の名称のみによるものではなく、当該手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとされている《定率法基本通達4-9-(2)-ハ(注)》。</p>
762	<p>「【事例－1】(★)」の内容の一部を変更する。</p> <p>次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 M は、当該男子用皮革製品を輸入するに当たり、次の支払いをしなければならない。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ M に代わり F 国において当該男子用皮革製品の買付業務を行った買付代理人に対して支払う<u>手数料</u></p> <p>⑤ (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>《解説》 (省略)</p> <p>4－④ 男子用皮革製品の買付業務を行った買付代理人に対する<u>手数料</u>………不算入</p>	<p>「【事例－1】(★)」の内容の一部を変更する。</p> <p>次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 M は、当該男子用皮革製品を輸入するに当たり、次の支払いをしなければならない。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④ M に代わり F 国において当該男子用皮革製品の買付業務を行った買付代理人に対して支払う<u>買付手数料</u></p> <p>⑤ (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>《解説》 (省略)</p> <p>4－④ 男子用皮革製品の買付業務を行った買付代理人に対する<u>買付手数料</u> ……不算入</p>

頁	新	旧
769	<p>「Check! 課税価格に算入すべき輸入貨物の生産に使用するために無償提供等した機械等の取得費用の額」の内容の一部を変更する。</p> <p>Check! 課税価格に算入すべき輸入貨物の生産に使用するために無償提供等した機械等の取得費用の額</p> <p>① 買手が自ら製造した物品又は買手と特殊関係にある者から直接に取得した物品 提供する物品の価値の増加による加算又は価値の減少による控除を行うことができるのは、当該物品が生産された後買手により輸入貨物の生産に関連して売手に提供されるまでの間に価値の増加又は価値の減少があった場合に限られる《定率令第1条の5第2項かっこ書》。</p> <p>i. 当該物品の生産に要した費用 ii. 提供のために要した運賃、保険料その他の費用で買手により負担されるもの</p> <p>② ①に掲げる物品以外の物品（買手が自己と特殊関係にない者から取得した物品） 提供する物品の価値の増加による加算又は価値の減少による控除を行うことができるのは、当該物品が買手に取得された後輸入貨物の生産に関連して売手に提供されるまでの間に価値の増加又は価値の減少があった場合に限られる《定率令第1条の5第2項かっこ書》。</p> <p>i. 当該買手が当該物品を取得するために通常要する費用 ★ 買手により提供された物品等を賃借した場合には、賃借料を基に「通常要する費用」の額を計算するものとする《定率法基本通達4-12-(6)-ハ》。 ★ 買手が物品を取得するために要した費用（買手が自己の代理人に支払う手数料等）の額は、「通常要する費用」の額に含めるものとする《定率法基本通達4-12-(6)-ニ》。 ii. 提供のために要した運賃、保険料その他の費用で買手により負担されるもの</p>	<p>「Check! 課税価格に算入すべき輸入貨物の生産に使用するために無償提供等した機械等の取得費用の額」の内容の一部を変更する。</p> <p>Check! 課税価格に算入すべき輸入貨物の生産に使用するために無償提供等した機械等の取得費用の額</p> <p>買手がこれらの機械、設備、工具、金型、鋳型、ダイス又はこれらに類するものを取得して無償で又は値引きをして直接（売手）又は間接（売手が指定した者）に提供した場合には、これらの機械等の取得費用は、次により決定する《定率法基本通達4-12-(5)-イ》。</p> <p>① 買手が自己と特殊関係にない者から取得した場合にはこれら機械等の取得価格（仕入書価格＝購入価格+取得に要した費用）である。</p> <p>② 買手が自己と特殊関係にある者から取得し又は買手が自ら生産した場合には、これらの機械等の生産費（製造原価＝原材料費+人件費+製造管理費）である。</p>
770	<p>「Check! 貨物が本邦到着後に保税地域で転売された場合の課税価格の計算」の内容の一部を変更する。</p> <p>Check! 本邦到着後に貨物が保税地域で転売された場合の課税価格の計算</p> <p>輸入取引によって本邦に到着した外国貨物が、本邦到着後に保税地域において転売された場合には、当該保税地域における取引は、国内取引であって輸入取引ではない。そのため、この保税転売価格を基礎として課税価格を決定することができないので、当該外国貨物が本邦に到着することとなった売買を輸入取引として、その輸入取引価格を基礎として課税価格を計算しなければならない《定率法基本通達4-1-(2)-ハ》。</p>	<p>「Check! 貨物が本邦到着後に保税地域で転売された場合の課税価格の計算」の内容の一部を変更する。</p> <p>Check! 本邦到着後に貨物が保税地域で転売された場合の課税価格の計算</p> <p>輸入取引によって本邦に到着した外国貨物が、本邦到着後に保税地域において転売された場合には、当該保税地域における取引は、国内取引であって輸入取引ではありません。そのため、この保税転売価格を基礎として課税価格を決定することができないので、当該外国貨物が本邦に到着することとなった売買を輸入取引として、その輸入取引価格を基礎として課税価格を計算しなければならない《定率法基本通達4-1-(2)-ロ》。</p>